

本案件は 2021 年 7 月 14 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公 示 日 : 2021 年 8 月 11 日

調達管理番号 : 21a00484

国 名 : アルゼンチン

担 当 部 署 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名 : アルゼンチン国気象災害に脆弱な人口密集地域のための数値天
気予報と防災情報提供システム (SATREPS) 詳細計画策定調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 9 月下旬から 2021 年 11 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 9 月 1 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しております

すので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年9月14日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	アルゼンチン／全途上国
語学の種類	英語またはスペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 :
- 本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

地理的・気候的に多様性を備えた広大な国であるアルゼンチンでは、アンデス山系の氷河後退、海面上昇による沿岸部の侵食、全国的な河川の氾濫・洪水の増加等、気候変動の影響に対して脆弱性が非常に高い国のひとつである。

また、ブエノスアイレス及びコルドバといった大都市域においては、急速な人口増加及び都市化により、人口密集地域が拡大している。かかる地域において大雨の発生により河川が溢れることで、洪水が頻繁に発生し、壊滅的な被害をもたらしている。

アルゼンチンでは、国立気象局が気象予報業務、国立水文局が洪水や浸水に関する業務を担っているほか、危機管理局が警報伝達システムと危機管理計画の

策定業務を担っている。しかし、現状では洪水予警報は実施出来ておらず、大雨や河川の増水等の観測情報に基づき、危機管理局がモニタリングの強化を行うのみであり、予防対策が取れていない。2018年11月に発生したブエノスアイレスにおける洪水では、大雨の降り始めから約5時間後に1m以上の浸水となったが、住民が実際に避難を開始したのは、1m以上の浸水となった1~2時間後であり、後手に回る対応しか取れていなかった。

こうした状況を背景に、精度の高い極端気象予測を行い、情報伝達システムの開発や地域コミュニティとの協力を通じて、効果的な警報システムの構築による人口密集地域住民の避難等に係る対策を策定する必要性が生じている。

本調査では、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの枠組みに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2021年9月下旬）

- ① 要請背景及び内容を把握（要請書・関連する事務所調査等の報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 上記①をふまえ他分野の団員とも調整の上、担当分野にかかる調査方針・計画（案）を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICA による調査対処方針（案）の作成に協力する。なお、リスク管理チェックシート（案）のフォーマットは JICA から提供する。
- ③ 他分野の団員と調整の上、アルゼンチン側関係機関に対する担当分野にかかる質問票（案）（英文）を作成する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配布及び回収時期・方法等

を工夫すること。

- ④ 評価 6 項目の観点から、Project Design Matrix(PDM) (案)、Plan of Operation (PO) (案) (いずれも和文・英文)、事業事前評価表 (案) (和文) を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ⑤ JICA 職員が作成する、対処方針 (案)、Minutes of Meeting (M/M) (案)、Record of Discussions (R/D) (案) について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2021 年 10 月上旬から 2021 年 10 月下旬まで)

- ① JICA アルゼンチン支所等との打合せに参加する。
- ② アルゼンチン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票の回答や上記②を通じ、追加情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。
- ④ 調査結果や他団員及びアルゼンチン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM (案) 及び PO (案) の作成に協力する。
- ⑤ 評価 6 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ⑥ M/M 案及び R/D 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
- ⑧ 調査全体の情報収集の取りまとめへ協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果の JICA アルゼンチン支所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 11 月上旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ 事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ④ プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 項目の観点から、リスク管理チェックシートに必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ⑤ 担当分野の詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年11月19日（金）までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ブエノスアイレス⇒日本を標準とします。

(2) コロナ対策に関連する経費

見積書にはPCR検査代及び隔離期間の待機費用等は計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年10月3日～2021年10月23日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。また新型コロナウイルスに関連して、公示時点でアルゼンチン渡航後に5日間の強制隔離が義務づけられており、当該期間は指定の滞在先にて過ごしていただきます（上記現地業務期間には強制隔離期間は含みませんので、現地業務開始までに強制隔離期間を終える日程で渡航をお願いします。隔離期間は、直接人件費相当額、日当及び宿泊費が支払い対象となります。）。また帰国後について日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

② 現地業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究代表 (研究者代表)
- エ) 研究主幹 (JST)
- オ) オブザーバー (JST)
- カ) 機材調達計画 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- キ) 洪水分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)
- ク) 評価分析 (本件担当コンサルタント)

なお、上記団員のうち現時点で研究代表はオンラインにて参加予定。

③ 便宜供与内容

JICA アルゼンチン支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：英語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部防災グループ防災第二チーム代表アドレス (gegdm@jica. go. jp) から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。
 - ・要請書 (英文)
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。
 - ・2021年度SATREPS新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/press/2021/20210520_41.html
 - ・研究課題の概要
<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1377/besshi2.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica. go. jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA アルゼンチン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上